

高松市景観審議会条例（平成24年高松市条例第43号）

（設置）

第1条 本市における良好な景観の形成を円滑に推進するため、高松市景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- （1） 高松市景観条例（平成24年高松市条例第45号）の規定によりその権限に属させられた事項
- （2） 高松市屋外広告物条例（平成10年高松市条例第50号）の規定によりその権限に属させられた事項
- （3） 前2号に掲げるもののほか、良好な景観の形成の推進に関する事項

（組織）

第3条 審議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1） 学識経験者
- （2） 良好な景観の形成に関する活動を行う団体の代表者
- （3） 関係行政機関の職員
- （4） 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（臨時委員）

第5条 審議会に、特別の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、第3条第2項各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

（会長）

第6条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

5 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

6 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、第2項及び第3項の適用については、委員とみなす。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市整備局において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成24年高松市規則第57号により、平成24年5月23日から施行)ただし、第2条第1号の規定は、平成24年7月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例による最初の審議会の会議及び委員の任期満了後における最初の審議会の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日から平成24年6月30日までの間における第2条の

規定の適用については、同条第2号中「高松市屋外広告物条例（平成10年高松市条例第50号）」とあるのは「高松市屋外広告物条例（平成10年高松市条例第50号）及び高松市都市景観条例（平成5年高松市条例第21号）」と、同条第3号中「前2号」とあるのは「前号」とする。

（高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 4 高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年高松市条例第20号）を次のように改正する。

（次のよう略）

（高松市都市景観条例の一部改正）

- 5 高松市都市景観条例（平成5年高松市条例第21号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）